

○神戸市興行場法施行細則

昭和61年6月24日

規則第21号

改正 平成7年12月1日規則第59号

平成8年4月1日規則第7号

平成10年10月15日規則第50号

平成16年5月20日規則第10号

平成25年3月29日規則第76号

平成28年3月31日規則第72号

(附則)

令和2年12月14日規則第39号

令和5年12月12日規則第32号

神戸市興行場法施行細則（昭和59年9月規則第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び神戸市興行場法施行条例（平成24年12月条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業許可に係る申請書の様式）

第2条 条例第2条第1項の申請書は、様式第1号による興行場営業許可申請書とする。

（営業許可書の交付等）

第3条 保健所長は、法第2条第1項の許可をしたときは、様式第2号による興行場営業許可書を申請者に交付するものとする。

2 法第2条第2項ただし書の通知は、様式第3号による興行場営業不許可通知書により行うものとする。

（営業者の地位の承継に係る届出の書面の様式）

第4条 条例第4条の2第1項、第5条第1項及び第6条第1項の書面は、様式第4号による承継届書（興行場営業）とする。

（施行細目の委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の神戸市興行場法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中に相当する規定があるときは、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成7年12月1日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の神戸市理容師法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市理容師法施行細則の様式による書類と、第2条の規定による改正前の神戸市美容師法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市美容師法施行細則の様式による書類と、第3条の規定による改正前の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類と、第4条の規定による改正前の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類と、第5条の規定による改正前の神戸市興行場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市興行場法施行細則の様式による書類と、第6条の規定による改正前の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成8年4月1日規則第7号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月15日規則第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年5月20日規則第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第76号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第72号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日規則第39号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この規則による改正後の神戸市興行場法施行細則第2条第2項の規定及び様式第1号は、施行日以後に提出する神戸市興行場法施行条例(平成24年12月条例第42号)第2条第1項に規定する申請書について適用し、同日前に提出された同項に規定する申請書については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月12日規則第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条の改正規定は、神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第16号)の施行の日(以下「第4条施行日」という。)から施行する。

(興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第4条施行日前に興行場営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市興行場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この規則による改正後の神戸市興行場法施行細則第4条の規定及び様式第4

号は、第 4 条施行日以後に提出する神戸市興行場法施行条例（平成 24 年 12 月条例第 42 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定する届書について適用する。

- 13 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市興行場法施行細則様式第 1 号及び第 4 号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>興行場営業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市保健所長 宛 興行場法第2条第1項による許可を受けたいので申請します。</p> | |
| 申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 電話（ ） - |
| 申請者氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） | 年 月 日生 |
| 営業施設の所在地 | |
| 営業施設の名称 | |
| 営業の種別及び興行場の種別 | 常設（一般・野外）・ 仮設・臨時 |
| | 映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・ その他（ ） |

1 記入上の注意

(1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。

2 添付書類

(1) 申請を行う者が法人の場合にあっては、定款または寄附行為の写し

(2) 興行場の構造設備を明らかにした図面

(3) その他市長が必要があると認める書類

(第2面)

| | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 管 理 者 (設置する場合) | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 生 年 月 日 | 年 月 日生 | | | | |
| 営業しようとする期間 (仮設又は臨時の興行場の場合) | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |
| 構 | 建築物の構造及び 工事の種別 | 造 階建 (工事の種別 既設・新築・増築・改築・用途変更・模様替) | | | | |
| | 施 設 の 状 況 | 年 月 日着工 年 月 日完成 | 用途地域 | 地域 | | |
| 造 | 敷地面積 | m ² | 建築延べ面積 | m ² | 興行場延べ面積 | m ² |
| | 設置場所の排水 | 容易に行 える場所 () | 興行場の清掃 及び排水 | 容易に行 える構造 () | | |
| | 清掃用具の保管場所 | 構造 | 広さ | 設置場所 | m ² | |
| | ねずみ、昆虫等の 侵入防止装置 | 窓 | 排水口 | その他 | | |
| | | | | | | |
| 設 備 の 場 | 観 | 舞台との区画 | | | | |
| | 覧 | 階 上 前 端 の ち り よ け 設 備 | 有 (構造) | ・不要 | | |
| | の | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 |
| | 場 | 延 べ 面 積 | m ² | m ² | m ² | m ² |
| 概 要 場 | 喫 | 入 場 者 定 員 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 煙 | 面 積 | m ² | m ² | m ² | m ² |
| | 場 | 区 画 の 方 法 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | |
| | | 専 用 の 機 械 換 気 設 備 構造仕様書 別添 | 換気方式 換気能力 m ³ /時 | 換気方式 換気能力 m ³ /時 | 換気方式 換気能力 m ³ /時 | |

| | | | | | | | |
|----------------|------------------------------|---|--------------------|---------------------|------------------|----------|---|
| 機械換気設備 | 必要換気能力 | 観覧場 60 $\frac{m^3}{時}$ $\cdot m^2 \times (\quad m^3) = (\quad \frac{m^3}{時})$ | | 計 | $\frac{m^3}{時}$ | | |
| | | ロビー・廊下 其他の入場者の利用する場所 15 $\frac{m^3}{時}$ $\cdot m^2 \times (\quad m^3) = (\quad \frac{m^3}{時})$ | | | | | |
| 喫煙場及び便所を除く) | 換気設備 | 換気方法 換気量 | | | $\frac{m^3}{時}$ | | |
| | 動力 | | | | $\frac{kw}{時}$ | | |
| | 温度調節設備 | 有・無 | 暖房設備の種類 冷房設備の種類 | 有毒ガスが発生するおそれがある暖房設備 | 有・無 | | |
| | 湿度調節設備 | 有・無 | | | | | |
| | 防じん設備 | 有・無 | | | | | |
| 構造仕様書別添 | 給気口 | 形式 いす席、立見席又は座席における気流 | | | $\frac{m}{秒}$ | | |
| | 地下の観覧場又は延べ面積400 m^2 以上の観覧場 | 温度、湿度及び浮遊粉じん量を調節する機能 | 有・その他 () | | | | |
| | 測定値 | 温度 | 湿度 | 浮遊粉じん量 | $\frac{mg}{m^3}$ | | |
| | 場所 | 場所 | 場所 | 場所 | | | |
| 照明設備 (構造仕様書別添) | 観覧場の照度 | 床面から0.8mの高さ | 床面 | ロビーの照度 | 床面から1mの高さ | | |
| | 廊下の照度 | 床面から1mの高さ | 其他の入場者の利用する場所 | 床面から1mの高さ | | | |
| 便所 | 適切な区画 | 有 | 男女の区別 | 有 | 構造 | 水洗式・(其他) | |
| | し尿の処理 | 下水道・浄化槽 (形式) | | | 放流先 | | |
| | 流水式手洗い設備 | 有 (使用水) | | | 防虫設備 | 有 (構造) | |
| | 便器の構造 | 材質 | | | | | |
| | 区分 | 階 | 階 | 階 | 階 | 計 | |
| | 便器の数 | 男子用 | 大便器 | 個 | 小便器 | 個 | 個 |
| | | 女子用 | 大便器 | 個 | 小便器 | 個 | 個 |
| | | 計 | | 個 | | 個 | 個 |
| | 専用の機械換気設備 (構造仕様書別添) | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | |
| | 換気方式 | 換気能力 | 換気方式 | 換気能力 | 換気方式 | 換気能力 | |
| | $\frac{m^3}{時}$ | | $\frac{m^3}{時}$ | | $\frac{m^3}{時}$ | | |
| ごみ箱の設置 | 有 (構造) 設置場所 (箇所) | | | | | | |
| 野外にある興行場 | ごみの集積場 | 有 (箇所) 設置場所 (箇所) | | | | | |
| | 飲料水の提供設備 | 有 (箇所) 設置場所 (箇所) | | | | | |

様式第2号（第3条関係）

興行場営業許可書

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった興行場営業については、興行場法第2条第1項の規定により、次のとおり許可します。

神戸市保健所長



- 1 営業施設の所在地
- 2 営業施設の名称
- 3 営業の種別
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 許可の条件

備考 申請どおりの許可を行わない場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第3号（第3条関係）

興行場営業不許可通知書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった興行場営業については、次のとおり不許可としたので、興行場法第2条第2項の規定により通知します。

神戸市保健所長



- 1 営業施設の所在地
- 2 営業施設の名称
- 3 営業の種類別
- 4 不許可の理由

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

| | | | |
|----------------------------|---------------|--------------------------------|-------|
| 承継届書（興行場営業） | | | |
| | | 年 月 日 | |
| 神戸市保健所長 宛 | | | |
| 届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） | | | |
| | | 電話（ ） — | |
| | | 氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | |
| | | 年 月 日生 | |
| 営業施設の所在地 | 電話（ ） — | | |
| 営業施設の名称 | 許可年月日 番 号 | 年 月 日 第 号 | |
| 営業の種別 | | | |
| ※1 事業譲渡による承継 | 興行場を譲渡した者 | 住 所 | |
| | | 氏 名 | |
| | 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |
| ※2 相続による承継 | 被相続人との続柄 | | |
| | 被 相 続 人 | 住 所 | |
| | | 氏 名 | |
| 相続開始の年月日 | | 年 月 日 | |
| ※3 合併又は分割による承継 | 消滅した法人又は分割の法人 | 名 称 | |
| | | 所在地 | |
| | | 代表者の氏名 | |
| | 合併又は分割の年 月 日 | | 年 月 日 |

1 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類（事業譲渡による承継の届出の場合）

- (1) 届出を行う者が法人の場合にあっては、届出を行う法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 興行場の譲渡が行われたことを証する書面

3 添付書類（相続による承継の届出の場合）

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときにあっては、その全員の同意書

4 添付書類（合併又は分割による地位の承継の届出の場合）

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 合併の事実を証する書面又は分割により当該興行場営業を承継したことを証する書面

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)